

区分所有者の団体 管業 H28-36-1 <<#430>>

【問】 正誤をつけよ。

区分所有法第3条に規定される団体は、建物並びにその敷地及び附属施設を管理するための団体であり、区分所有者の合意によって設立されるものではない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 区分所有者の団体

区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

(区分法 3 条)

⇒ いわゆる「管理組合」

★ ③ 3条の団体
(非法人)

④ 全員

必ず

代理

管理者

任意

3条の団体
(管理組合)

集会. 規約 できる